

【一般社団法人大分県食品衛生協会 食中毒見舞費用保険 普通保険約款】

第一章 総則

第1条 (用語の定義)

第二章 保険金の支払事由

第2条 (保険金の支払事由、被保険者、保険金額)

第3条 (免責事由)

第4条 (保険金の受取人)

第三章 保険契約の締結等

第5条 (保険責任の始期及び終期)

第6条 (保険期間)

第7条 (保険証券)

第四章 保険料の払込、保険料払込猶予期間

第8条 (保険料の払込)

第9条 (保険料払込猶予期間)

第五章 保険契約の更新

第10条 (保険契約の更新)

第六章 保険料の増額または保険金の増減

第11条 (更新時における保険料の増額または保険金の減額等)

第12条 (保険期間中の保険料の増額または保険金の増減)

第七章 保険契約の取消、無効、解除

第13条 (詐欺による取消)

第14条 (保険料未納による失効)

第15条 (不法取得目的による解除)

第16条 (告知義務)

第17条 (告知義務違反による解除)

第18条 (重大事由による解除)

第八章 保険金の請求および支払時期等

第19条 (保険金の請求および支払時期等)

第九章 解約および解約返戻金

第20条 (解約)

第21条 (解約返戻金)

第十章 保険契約の消滅および未経過保険料等の返還

第22条 (保険契約の消滅)

第23条 (保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還)

第十一章 契約者配当

第24条 (契約者配当金の割当)

第十二章 契約者会員の通知義務

第25条 (通知義務)

第十三章 その他の事項

第26条 (保険料または保険金額の見直し)

第27条 (時効)

第28条 (管轄裁判所)

(この保険の趣旨)

この保険は、一般社団法人大分県食品衛生協会の会員の経営の安定を目的とした食中毒見舞費用保険です。

## 第一章 総則

### 第1条 (用語の定義)

この約款における用語の定義は、この約款に別に定められるもののほか、それぞれ以下のとおりとします。

(1) 当会

一般社団法人大分県食品衛生協会をいいます。

(2) 契約者会員

当会の会員のうち、本保険に加入し、保険料の負担義務を負うものをいいます。

(3) 被保険者

食中毒の発生によって行政処分を受け、保険金を受け取るものをいいます。

## 第二章 保険金の支払事由

### 第2条 (保険金の支払事由、被保険者、保険金額)

保険金の種類ごとに保険金の支払事由、被保険者、保険金額は、次のとおりです。

号	保険金の種類	被保険者(保険の目的)	保険金の支払事由	保険金額
1	見舞金	契約者会員	食中毒の発生により、行政から営業停止処分を受けたとき。	営業停止期間1日につき200,000円 最高100万円を上限とします。(年間限度額100万円)

### 第3条 (免責事由)

当会は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

(1) 契約者会員の故意により食中毒が発生したとき。

(2) 大分県食の安全・安心推進条例第15条に違反した事により、食中毒が発生したとき。

(3) 食品、添加物等の規格基準第1のBの9に違反し、食中毒が発生したとき。

### 第4条 (保険金の受取人)

この保険契約の保険金の受取人は、契約者会員とします。

## 第三章 保険契約の締結等

### 第5条 (保険責任の始期及び終期)

保険申込書の記入及び保険料支払日(以下「加入日」という)が月の6日から20日までのものについては、翌月の1日から1年間の期間とする。このとき1日を保険始期日とし、保険の始期から当会は保険契約上の責任を負うものとします。

2 加入日が21日から5日までのものについては、翌月の15日から1年間の期間とします。このとき、15日を保険始期日とし、保険の始期から当会は保険契約上の責任を負うものとします。

### 第6条 (保険期間)

前条における保険始期日から1年間を保険期間とします。

## 第7条（保険証券）

当会は、保険契約を締結した場合、契約者会員からの求めに応じ、遅滞なく、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を契約者会員に交付します。

- (1) 当会の名称および住所
- (2) 契約者会員の氏名
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 保険金の種類および保険金額
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険料およびその払込方法
- (8) 保険契約を締結した年月日
- (9) 保険証券を作成した年月日

## 第四章 保険料の払込、保険料払込猶予期間

### 第8条（保険料の払込）

契約者会員は、保険契約の内容に従い、当会对し、保険料を年払いで支払うものとします。

- 2 契約者会員は、当会对し保険料を、現金で支払うものとします。
- 3 保険料は契約者会員が所属する支部を経由して支払うものとします。
- 4 保険料は当会の保険始期日の前日までに支払うものとします。なお、保険始期日の前日を保険料払込期日とします。

### 第9条（保険料払込猶予期間）

当会は、保険料払込猶予期間を設定しません。

## 第五章 保険契約の更新

### 第11条（保険契約の更新）

この保険契約は保険期間満了日に更新され継続するものとし、この日を更新日とします。

- 2 更新後の保険契約においては、更新日におけるこの保険の普通保険約款および保険料率が適用されます。

## 第六章 保険料の増額または保険金の減額

### 第11条（更新時における保険料の増額または保険金の減額等）

前条の規定にかかわらず、当会は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当会の定めるところにより、保険契約の更新に際して、主務官庁の認可を得て、つぎの変更（以下、この条において「契約条件の変更等」といいます。）を行うことがあります。

- (1) 保険料を増額または保険金額を減額すること
  - (2) 保険契約の更新を行わないこと
- 2 前項に定める契約条件の変更等を行う場合、当会は、契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了の日の2ヶ月前までに契約者会員に通知します。

## 第12条（保険期間中の保険料の増額または保険金の減額）

当会は、保険期間中において、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当会は、理事会決議を取得し、主務官庁の認可取得後、保険料を増額または保険金額を減額する変更を行うことがあります。

- 2 前項に定める契約条件の変更等を行う場合、当会は、契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を得たのちただちに、その対象となる保険契約の契約者会員に通知します。

## 第七章 保険契約の取消、失効、無効、解除

### 第13条（詐欺による取消）

保険契約の締結に際して、契約者会員、被保険者に詐欺の行為があったときは、当会は、保険契約を取消することができます。この場合、当会は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

### 第14条（保険料未納による失効）

契約者会員が、保険料を保険料払込期日までに支払わなかった場合、契約は失効します。

### 第15条（不法取得目的による無効）

契約者会員が保険金を不法に取得する目的、または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、当会は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

### 第16条（告知義務）

当会の保険申込をする者は、保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、保険契約申込書において、当会が告知を求めたものについて、当会に事実を正確に伝えなければなりません。

### 第17条（告知義務違反による解除）

契約者会員が、前条の規定により、当会が告知を求めた事項について、故意又は重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、当会は、保険契約を解除することができます。

- 2 当会は保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合は、当会は保険金の支払を行いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当会はその返還を求めることができます。

### 第18条（重大事由による解除）

当会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者会員が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合。
- (2) 被保険者が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合。
- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その被保険者に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
- (4) 前項各号に掲げるもののほか、当会の被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前項各号に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

- 2 当会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、当会は、前項各号に定める事由の発生以降に支払事由が生じていたときは、保険金の支払を行いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

## 第八章 保険金の請求および支払時期等

### 第19条（保険金の請求および支払時期等）

保険金の支払事由が生じたとき、契約者会員は、すみやかに当会に通知するものとします。

- 2 支払事由が生じた契約者会員は、必要書類を当会に提出して保険金を請求することを要します。
- 3 保険金は、前項の必要書類が当会に到着した日（以下、「請求日」）の翌日から起算して10営業日以内に、支払います。
- 4 第3項に定める支払期限を越えて保険金を支払う場合は、当会は、支払期限の翌日以降、延滞の責任を負い、遅延利息を保険金と合わせて支払います。
- 5 前項にかかわらず、契約者会員、被保険者が、正当な理由なくその確認等を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会は、遅延した期間について遅滞の責任を負いません。
- 6 契約者会員が保険金の請求を行えない事由が発生した時は、下記の者を代理請求人として保険金の請求を行うことができます。
  - (1) 契約者会員の配偶者
  - (2) 契約者会員の、直系血族（父、母、子、祖父、祖母、孫）
  - (3) 契約者会員の兄弟姉妹
  - (4) 契約者会員と同居または生計を一にしている、3親等内の親族

## 第九章 解約および解約返戻金

### 第20条（解約）

契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

### 第21条（解約返戻金）

契約者から解約の申出があった場合、保険料における未経過相当額を返戻します。

## 第十章 保険契約の消滅

### 第22条（保険契約の消滅）

この保険契約は、次の各号に該当する場合に消滅し、各号に定める消滅日の翌日にその効力を失います。

- (1) 契約者からの解約によるもの。なお消滅日は、解約届けが当会へ到達した日とします。
- (2) 重大事由による解除によるもの。なお消滅日は、解除通知の到達日とします。
- (3) 保険料の未納による消滅によるもの。なお消滅日は、保険料の支払期日の翌日とします。

### 第23条（保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還）

前条に伴う、保険契約が消滅した場合に、未経過保険料があるときは、契約者会員もしくはその遺族に未経過保険料を返還します。

## 第十一章 契約者配当

### 第24条（契約者配当金の割当）

当会は、この保険契約につき、契約者配当を行いません。

## 第十二章 契約者会員の通知義務

### 第25条（通知義務）

契約者会員は契約内容に変更があったときは、すみやかに通知するものとします。

## 第十三章 その他の事項

### 第26条（保険料または保険金額の見直し）

当会は、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるように、保険料または保険金額の妥当性につき検証を行います。

- 2 前項に定める検証の結果、当会が保険料または保険金額の見直しを行う場合には、当会は、その内容につき、主務官庁の認可を取得したのち直ちに、契約者会員に通知します。

### 第27条（時効）

保険金、解約返戻金、保険料の返還およびその他この保険に関する一切の支払を請求する権利は、支払時由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅します。

### 第28条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求その他この保険に関する一切の訴訟については、当会の主たる事務所の所在地または契約者会員の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判とします。